別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付金額 | 交付条件 | 交付期間 |
| (1)交付期間1年につき1人当たり月額12.5万円（最大150万円）を交付する。  (2)夫婦で漁業経営を開始し、次の要件を満たす場合、1人当たり夫婦合わせて、(1)に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。  ア　家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。  イ　主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。  (3)複数の新規就漁者が漁業法人を設立し、共同経営する場合、当該新規就漁者に交付期間1年につきそれぞれ(1)の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している漁業者と法人を設立する場合は、交付の対象外とする。 | ・１ヶ月間に必要な漁業従事日数は、20日以上とするが、天候、事故、病気等のやむ得ない事由が生じた場合は、この限りでない。  （但し上記事由がない20日未満の場合については、日額6,250円の日割り計算とする。） | ・最大3ヶ年（36ヶ月）とする |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 就業年数 | 返還率 |
| 事業実施期間中又は終了後２年未満 | １００％ |
| 事業実施期間終了後２年以上３年未満 | ８０％ |
| 事業実施期間終了後３年以上４年未満 | ５０％ |
| 事業実施期間終了後４年以上５年未満 | ２０％ |
| 事業実施期間終了後５年以上 | 免除 |